

市立函館保健所長事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 9 号

市立函館保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

市立函館保健所長事務委任規則（平成 2 年函館市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

本則第 1 3 号中「成人男性の風しん，」を削る。

附 則

この規則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。